平成２１年（フ）第９０号
山口県岩国市玖珂町1334番地１
債務者　大橋　　舞
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９５号
山口県岩国市山手町２丁目51番５号
債務者　水津亜希子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第４２号
高松市中間町62―８、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字八幡30番地６
債務者　坂本　一雄
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１０１号
愛媛県西予市宇和町下川1132番地
債務者　松本　宗憲
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０２号
愛媛県西予市宇和町下川1132番地
債務者　松本　満喜
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０３号
愛媛県西予市宇和町下川1132番地
債務者　松本　　淳
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０８号
愛媛県宇和島市大超寺奥乙292番地１　ＰＡＲＫ　ＩＮＮ102号
債務者　岡崎　祐三
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第４０３号
高知市神田923番地９
債務者　村岡　愛紀
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５０号
高知市十津１丁目3633番地32
債務者　髙橋眞里子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５５号
高知県香南市野市町みどり野２丁目70番地
債務者　川原美由紀
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５７号
高知市玉水町89番地
債務者　**藤**崎　義晃
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５８号
高知市朝倉東町30番３―78号　朝倉南横町市住
債務者　髙杉　竜次
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５９号
高知市朝倉東町30番３―78号　朝倉南横町市住
債務者　髙杉　麻紀
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７０号
高知市高見町373番地５　サンロード202
債務者　佐竹　　舞
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８７号
高知市北本町３丁目９番24号
債務者　岡崎　芳明
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９０号
高知県南国市包末５番地の２
債務者　矢野　公夫
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2333番地89
債務者　星　浩一郎
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所直方支部